

【質問・回答】

案件名 西車両基地清掃業務

No.2

No.	質問内容	回答
1	別紙 10-1 「日常清掃作業日報」では、「備品・器具の塵除き処理」と「ドアの拭き掃除」が、用品庫受付、検車員更衣室、検車員詰所、検車員待機所、信号扱所、会議室 A、青図室、図面庫、会議室 B、更衣室 A、脱衣室 A 等に清掃箇所とされていますが、「備品・器具」や「ドア」の面積はどこかで与えられているのでしょうか？それとも記載がなくとも、「床以外」に含まれるという解釈でよいのでしょうか？	西車両基地清掃業務では「ドアの拭き掃除」は行いません。「什器・備品・窓台の除塵拭き」につきましては、「床以外」の項目として積算しております。

※ 2～4 の質問については、東車両基地清掃業務にかかる内容のため、東車両基地清掃業務において回答いたします。